

社会福祉法人よこすか黎明会 役員報酬等覚書

社会福祉法人よこすか黎明会（以下法人という。）の役員（理事、評議員、監事）の報酬等は以下のとおりとする。

1. 役員の報酬は、学識、経験、勤務実態に応じ職員給与規程に準じて支給することができる。
2. 役員会及び監事監査の旅費（日当、交通費、会議費等）は別表 1 のとおりとする。
3. 役員の出張は職員旅費規程に準じて支給することができる。
4. 役員の前吊は別表 2 のとおりとする。
5. その他必要と思われる報酬等について、理事長が勘案し相当額を支給することができる。

附則 この規程は平成 19 年 4 月 2 日から施行する。

平成 20 年 12 月 1 日一部改正

平成 24 年 3 月 1 日一部改正

平成 25 年 5 月 22 日一部改正

別表1 (日当等)

No	項目	日当	交通費	適用
1	理事会	4,000円+源泉税額	1,000円	1回2時間程度
2	評議員会	4,000円+源泉税額	1,000円	〃
3	監事監査	9,000円+源泉税額	1,000円	1回半日程度
4	遠距離高速道路、燃料費等		2000~5000円	片道50km以上 他実態を勘案
5	その他必要時	相当額		理事長が定める。

但し、日当の内源泉税額（日額表、乙欄）を控除して支給する。

別表2 (慶弔等)

No	項目	金額	適用
1	叙勲、褒章等	30,000円と花	
2	役員退任	100,000円以内	一期1万円を目安とする。
3	死亡	30,000円と花	
4	その他必要時	相当額	理事長が定める。

※ 必要な場合源泉税額を控除する。